**（　　　　　　　　　）**消防計画

（目　的）

第１　この計画は，防火管理業務について必要な事項を定め，火災等を予防し，火災から人命を保護するとともに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２　この計画は，**（　　　　　　　　　　　）**の居住者と出入りする全ての者に適用する。

（防火管理者の業務）

第３　防火管理者は，次に掲げる業務を行う。

　１　消防計画の作成，変更，居住者等への周知

　２　建物等の自主検査及び維持管理

　３　消防用設備等の点検及び維持管理

　４　避難施設の維持管理

　５　消防訓練の計画と実施

　６　火気の使用及び取扱いに関する監督

　７　その他防火管理上必要な業務

（居住者が行う防火対策事項）

第４　居住者は，次の事項を遵守しなければならない。

　１　各家庭における火気の使用及び取扱いに注意すること。

　２　階段，通路，バルコニー等の共用部分に避難障害となる物を置かないこと。

　３　防火戸の前に物を置かないこと。

　４　避難設備，消防用設備等の障害となる物を置かないこと。

　５　消防用設備等の設置場所及び使用方法を確認すること。

　６　建物の周囲及び各家庭の玄関周囲に燃えやすい物を置かないこと。

（火災が発生した場合の行動）

第５　火災が発生した場合，居住者等は次の行動を行う。

　１　火災を発生させた場合又は火災を発見した場合は，ほかの居住者等に知らせるとともに，協力して１１９番通報する。

　２　初期消火及び避難は，居住者等が協力して行う。

　３　到着した消防隊に，必要な情報を提供する。

（地震が発生した場合の行動）

第６　地震が発生した場合，居住者等は次の行動を行う。

　１　身体の安全を守ることを第一とする。

　２　地震の揺れがなくなった後に使用中の火気の消火を行う。

　３　各火気設備，火気器具等は，安全を確認した後に使用する。

（自衛消防訓練の実施）

第７　防火管理者は，次のとおり自衛消防訓練を実施する。

　１　定期的**（　　年に　　回）**に消火訓練，避難訓練及び通報訓練を実施するとともに，居住者に対して，防火管理上必要な教育を行う。

２　居住者に対して，積極的に訓練に参加するよう促す。

（防火管理業務の一部委託）

第８　防火管理業務の一部を**（委託している・委託していない）**。

　１　受託者

　　　法人名：

　　　職氏名：

　　　住　所：

　　　番　号：

　２　受託業務方式

　　　□常駐方式　・　□巡回方式　・　□遠隔移報方式

　３　受託内容

この計画は，　　　年　　　月　　　日から実施する。